

ふぐ加工製品取扱届出者の地位の承継（知事が権限を持つもの） 審査基準

【事務の根拠等】

○東京都ふぐの取扱い規制条例第十七条の2

第十七条の二 届出者について相続、合併又は分割(当該営業を承継させるものに限る。)があつたときは、相続人(相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により当該営業を承継すべき相続人を選定したときは、その者)、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該営業を承継した法人は、届出者の地位を承継する。

2 前項の規定により届出者の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面及び届出済票を添えて、その旨を知事に届け出なければならない。この場合において、知事は当該届出済票を書き換えて交付する。

【届書様式】

○東京都ふぐの取扱い規制条例施行規則第十八条の2

第十八条の二 条例第十七条の二第二項の規定により届出者の地位の承継の届出をしようとする者は、別記第十九号の二様式による届出者の地位の承継届に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる書類及び届出済票を添えて、遅滞なく知事に提出しなければならない。

一 相続による承継の場合 戸籍謄本及び相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により届出者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書

二 合併又は分割による承継の場合 合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により営業を承継した法人の登記事項証明書

